

上川町空き家・空き地バンク制度要綱

(目的)

第1条 この要綱は、上川町における空き家及び空き地の有効活用を通して、移住・定住促進による地域の活性化を図るため、上川町空き家・空き地バンク制度について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 空き家 個人が居住を目的として町内に所有し、現に居住していない又は近く居住しなくなる予定の建物及びその敷地をいう。
- (2) 空き地 住宅、店舗等の建築に適した町内の良好な管理状態にある更地又は近く更地となる予定のものをいう。
- (3) 所有者等 空き家又は空き地（以下「空き家等」という。）に係る所有権その他の権利により、当該空き家等を売却又は賃貸できる権利を有する者をいう。
- (4) 空き家・空き地バンク 所有者等から申込みを受けた空き家等の売却又は賃貸に関する情報を登録し、これを必要と認める範囲で公開するとともに、本町へ移住・定住を目的として空き家等の購入又は賃借を希望する者（以下「利用希望者」という。）に対し、情報提供を行う制度をいう。

(空き家等の登録)

第3条 空き家・空き地バンクによる空き家等に関する情報を登録しようとする者（以下「空き家等登録申込者」という。）は、上川町空き家・空き地バンク登録申込書（様式第1号）及び上川町空き家・空き地バンク登録カード（様式第2号）に必要書類を添えて、町長に提出しなければならない。

2 町長は、前項の規定により申込みがあったときは、その内容を確認し、適切であると認められるときは、上川町空き家・空き地バンク登録台帳（以下「空き家等台帳」という。）に登録するものとする。ただし、当該空き家等が次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

- (1) 空き家の老朽化が著しいもの又は大規模な修繕が必要なもの。
- (2) 空き家の所有権の登記がされていないもの。
- (3) 前号に掲げるもののほか、町長が空き家・空き地バンクへの登録が適当でないとしたもの。

3 町長は、前項の規定による登録をしたときは、上川町空き家・空き地バンク登録完了通知書（様式第3号）により、空き家等登録申込者へ通知するものとする。

4 空き家・空き地バンクの登録期間は3年とする。ただし、登録期間終了後、第1項の規定による申込みを行ったときは、再度登録することができる。

(登録事業者による仲介等)

第4条 町長は、空き家・空き地バンクを円滑に運営するため、公益社団法人北海道宅地建物取引業協会旭川支部（以下「宅建協会旭川支部」という。）との連携により、売買及び賃貸の仲介を担う事業者を登録（以下「登録事業者」という。）し、所有者等へ斡旋することができる。

2 登録事業者は、宅建協会旭川支部に加盟している不動産業者等とし、登録事業者として登録を受けようとする不動産業者等は、上川町空き家・空き地バンク登録事業者登録申請書（様式第4号）を町長に提出しなければならない。

3 町長は、前項の規定により申請があったときは、宅建協会旭川支部に加盟の確認を行ったう

え登録事業者として認定し、上川町空き家・空き地バンク登録事業者登録許可書（様式第5号）により当該事業者へ通知するものとする。

4 町長は、前項の規定により許可を受けた登録事業者の一覧を、町ホームページにおいて公開するとともに、町窓口へ相談に来た所有者等へ仲介業者として斡旋するものとする。

5 町長は、宅建協会旭川支部が監修する旭川不動産情報（IRI）において公開された町内の空き家及び空き地情報についてその存在を確認したときは、空き家・空き地バンクへ登録するものとし、上川町空き家・空き地バンク登録完了通知書（様式第3号）により当該所有者へ通知するものとする。ただし、不動産業者等が第3項に定める登録事業者でなければならない。（登録事項の変更）

第5条 第3条第2項の規定により空き家等台帳に登録された者（以下「空き家等登録者」という。）は、登録事項に変更があったときは、上川町空き家・空き地バンク登録事項変更届（様式第6号）に、変更後の上川町空き家・空き地バンク登録カード（様式第2号）を添付して、町長へ提出しなければならない。

（登録の抹消）

第6条 空き家等登録者は、次の各号のいずれかに該当するときは、上川町空き家・空き地バンク登録抹消届（様式第7号）を町長へ提出しなければならない。

（1）登録した空き家等に係る所有権その他の権利に異動があったとき。

（2）空き家等登録者が空き家・空き地バンクの登録を抹消したいとき。

（3）登録した空き家等の売買又は賃貸借の契約が成立したとき。

2 町長は、次の各号のいずれかに該当するときは、空き家等台帳の登録を抹消するものとする。

（1）前項の規定による抹消届の提出があったとき。

（2）登録の内容に虚偽があったとき。

（3）登録から3年を経過したとき。ただし、経過後改めて登録申込みを行った場合はこの限りでない。

（4）空き家・空き地バンクに登録されていることが不相当と認められたとき。

3 町長は、前項の規定により抹消したときは、上川町空き家・空き地バンク登録抹消通知書（様式第8号）により、当該空き家等登録者に通知するものとする。

（空き家等情報の公開）

第7条 町長は、町のホームページへの掲載及び役場内での空き家等台帳の閲覧その他の方法により、空き家等の情報を公開するものとする。ただし、空き家等登録者が希望しない情報については、この限りでない。

（利用希望者の登録）

第8条 空き家・空き地バンクを利用し、空き家等の紹介を受けようとする者（以下「空き家等利用希望者」という。）で次の各号のいずれかに該当する者は、上川町空き家・空き地バンク利用希望者登録申込書（様式第9号）を町長へ提出するものとする。

（1）空き家に定住若しくは定期的に滞在し、地域の活性化に寄与できる者又は地域住民と協調して生活できる者

（2）空き地に住宅等を建築し、定住又は商業活動等を行い、地域の活性化に寄与できる者

（3）購入又は賃借する空き家等の転売及び転貸を目的としない者

2 町長は、前項の規定により申込みがあったときは、その内容を確認し、適切であると認められるときは、上川町空き家・空き地バンク利用希望者登録台帳（以下「利用者台帳」という。）に登録するものとする。

3 町長は、前項の規定による登録をしたときは、上川町空き家・空き地バンク利用希望者登録

完了（不可）通知書（様式第10号）により、空き家等利用希望者に通知するものとする。

（利用希望者の登録抹消）

第9条 町長は、利用者台帳に登録された者（以下「利用者台帳登録者」という。）が、次の各号のいずれかに該当するときは、利用者台帳の登録を抹消するとともに、上川町空き家・空き地バンク利用登録抹消通知書（様式第11号）により、利用者台帳登録者に通知するものとする。

（1）利用者台帳登録者から、上川町空き家・空き地バンク利用希望者登録台帳抹消届（様式第12号）の提出があったとき。

（2）空き家等の利用の目的等が第8条第1項の各号に該当しなくなったとき。

（3）登録申込み内容に虚偽があったとき。

（4）空き家等を利用することにより、公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあると認められたとき。

（5）利用者台帳に登録後、3年を経過したとき。

（6）その他町長が利用希台帳への登録が適当でないと認めたとき。

（暴力団等の排除）

第10条 上川町暴力団排除条例（平成26年条例第1号）第2条第2号に規定する暴力団員又は同条第3号に規定する暴力団員等（以下「暴力団員等」という。）若しくは同条第4号に規定する暴力団関係事業者（以下「暴力団関係事業者」という。）は、空き家バンクを利用することができない。

2 前項の規定は、空き家等登録者又は利用者台帳登録者と生計を一にする同居の親族についても適用する。

3 町長は、空き家等登録者又は利用者台帳登録者及びこれらの者と生計を一にする同居の親族が登録期間中に、暴力団員等又は暴力団関係事業者になったことを覚知したときは、これらの者に係る登録情報を直ちに削除しなければならない。

（情報の提供等）

第11条 町長は、必要に応じて、空き家等登録者又は利用者台帳登録者に対して、空き家等台帳及び利用者台帳に登録された情報を提供するものとする。

（空き家等登録者と利用者台帳登録者の交渉等）

第12条 町長は、空き家等登録者及び利用者台帳登録者による空き家等の売買、賃貸借に関する交渉及び契約については、直接これに関与しないものとする。

2 交渉及び契約に関する一切のトラブルについては、当事者間で解決するものとする。

3 空き家等登録者及び利用者台帳登録者は、交渉の結果について、遅滞なく町長にその内容を報告しなければならない。

（個人情報の取扱い）

第13条 町並びに空き家等登録者及び利用者台帳登録者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

（1）空き家・空き地バンクから知り得る個人情報（以下「個人情報」という。）を他に漏らし、又は自己の利益若しくは不当な目的のために取得、収集、作成及び利用をしないこと。

（2）個人情報を町長の承諾なくして複写又は複製しないこと。

（3）個人情報を毀損及び滅失することのないよう適正に管理すること。

（4）保有する必要がなくなった個人情報を適切に廃棄すること。

（5）個人情報の漏洩、毀損、滅失等の事案が発生した場合は、速やかに町長に報告し、その指示に従うこと。

（適用上の注意）

第14条 この要綱は、空き家・空き地バンク以外による空き家等の取引を規制するものではない。

(その他)

第15条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成30年9月1日から施行する。

様式第1号（第3条第1項関係）

年 月 日

上川町長 様

住 所
氏 名

印

上川町空き家・空き地バンク登録申込書

上川町空き家・空き地バンク制度要綱に定める趣旨等を理解のうえ同意し、同要綱第3条第1項の規定に基づき、上川町空き家・空き地バンク登録カードを添えて登録を申し込みます。

（注）上川町では、情報の提供や連絡調整は行いますが、「所有者等」と「利用希望者」間で行う物件の賃貸・売買に関する交渉、契約に関しての仲介行為は行っていません。契約に関するトラブル等については、責任をもって当事者間で解決をお願いします。

様式第2号（第3条第1項関係）

上川町空き家・空き地バンク登録カード

1 申込者の状況

分類	<input type="checkbox"/> 土地 <input type="checkbox"/> 建物 <input type="checkbox"/> 土地と建物		
物件所在地	上川町		
連絡先	住所		
	氏名		FAX 番号
	電話番号		携帯番号
	メールアドレス		
その他 連絡先	住所		
	氏名		

2 空き家・空き地の情報

物件の概要	現在の状況		<input type="checkbox"/> 空き家 <input type="checkbox"/> 空き地 <input type="checkbox"/> 空き家・空き地となる予定（ 年 月予定）		
	空 き 家	家屋の構造	造	階建	建築時期 年 月
		宅地面積	㎡（ 坪）		
		延べ床面積	㎡（ 坪）		
		間取り	1階	<input type="checkbox"/> 和室（ 畳 畳） <input type="checkbox"/> 洋室（ 畳 畳）	
			2階	<input type="checkbox"/> 和室（ 畳 畳） <input type="checkbox"/> 洋室（ 畳 畳）	
		給水	<input type="checkbox"/> 上水道 <input type="checkbox"/> 地下水 <input type="checkbox"/> その他（ ）		
		排水	<input type="checkbox"/> 下水道 <input type="checkbox"/> 浄化槽 <input type="checkbox"/> その他（ ）		
		トイレ	<input type="checkbox"/> 水洗 <input type="checkbox"/> 汲み取り <input type="checkbox"/> 洋式 <input type="checkbox"/> 和式		
		風呂	<input type="checkbox"/> 灯油 <input type="checkbox"/> ガス <input type="checkbox"/> 電気 <input type="checkbox"/> その他（ ）		
		庭	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無		
	家庭菜園	<input type="checkbox"/> 有（ ㎡） <input type="checkbox"/> 無			
	付帯物件	<input type="checkbox"/> 車庫 <input type="checkbox"/> 物置 <input type="checkbox"/> 倉庫 <input type="checkbox"/> 納屋 <input type="checkbox"/> その他			
	程度	<input type="checkbox"/> 極上（即入居可） <input type="checkbox"/> 良（小規模の修繕必要） <input type="checkbox"/> 中（中規模の改修必要） <input type="checkbox"/> 下（大規模な改修必要）			
	空 き 地	土地面積	㎡（ 坪）		
		土地概要	地目（ ）	間口 m	奥行 m
給水		<input type="checkbox"/> 上水道 <input type="checkbox"/> 地下水 <input type="checkbox"/> その他（ ）			
排水		<input type="checkbox"/> 下水道 <input type="checkbox"/> 浄化槽 <input type="checkbox"/> その他（ ）			
売買・賃貸等 の条件	区分	<input type="checkbox"/> 賃貸希望 希望賃料 円/月 <input type="checkbox"/> 売却希望 希望価格 円 <input type="checkbox"/> どちらでも可			
		媒介契約	<input type="checkbox"/> 契約済 <input type="checkbox"/> 契約を希望		
		契約業者	事業者名： ※すでに契約済の場合は契約書の写しを添付。		
その他特記事項					

3 主要施設等への距離

<input type="checkbox"/> 上川駅	Km	<input type="checkbox"/> 交番	Km	<input type="checkbox"/> 小学校	Km	<input type="checkbox"/> 郵便局	Km
<input type="checkbox"/> 役場	Km	<input type="checkbox"/> 消防署	Km	<input type="checkbox"/> 中学校	Km		Km
<input type="checkbox"/> バス停	Km	<input type="checkbox"/> 保育園	Km	<input type="checkbox"/> 高等学校	Km		Km
<input type="checkbox"/> 病院	Km	<input type="checkbox"/> 幼稚園	Km	<input type="checkbox"/> スーパー	Km		Km

4 賃貸等相手方に対する要望事項、その他特記事項（抵当権や相続登記の必要性等）

(注1) 登録を希望する土地及び建物の登記簿謄本（登記事項証明書）の写しを添付してください。

(注2) 売却を希望する土地及び建物に抵当権が設定されている場合は、登録することができません。

(注3) 建物の間取りが分かる図面を添付してください。無い場合は間取り図のご記入をお願いいたします。

(注4) 外観及び内部（リビング、キッチン、風呂等）の写真を添付してください。画像データでの提出でも構いません。

(注5) 申込みに関する個人情報は、上川町空き家・空き地バンク制度の目的以外には使用しません。

(注6) 上川町は、交渉及び契約には一切関与しませんので、トラブル等については当事者間で解決して下さい。

※処理欄（記入不要）

受付日	年 月 日	現地確認日	年 月 日
登録日	年 月 日	再登録日	年 月 日
有効期限	年 月 日	現地確認者	
変更届出日	年 月 日	変更理由	
登録抹消日	年 月 日	抹消事由	<input type="checkbox"/> 契約成立 <input type="checkbox"/> 登録抹消

第 号
年 月 日

様

上川町長

印

上川町空き家・空き地バンク登録完了通知書

年 月 日付で申込みのあった上川町空き家・空き地バンク登録申込みについて、上川町空き家・空き地バンクへの登録が完了したので、上川町空き家・空き地バンク制度要綱第3条第3項の規定により通知します。

記

- | | | | | |
|---|-------|---|---|---|
| 1 | 登録番号 | 第 | 号 | |
| 2 | 登録年月日 | 年 | 月 | 日 |
| 3 | 有効期限 | 年 | 月 | 日 |

（注）登録内容に変更が生じた場合は、速やかに上川町空き家・空き地バンク登録事項変更届を提出してください。

様式第4号（第4条第2項関係）

年 月 日

上川町長 様

住 所
事業者名
連絡先

㊟

上川町空き家・空き地バンク登録事業者登録申請書

上川町空き家・空き地バンク制度要綱第4条第2項の規定に基づき、上川町空き家・空き地バンク登録事業者として登録したいので申請します。

宅建協会旭川支部確認欄	上川町確認欄

様式第5号（第4条第3項関係）

第 号
年 月 日

様

上川町長

印

上川町空き家・空き地バンク登録事業者登録許可書

年 月 日付で申請のあった上川町空き家・空き地バンク登録事業者登録申請について、下記のとおり登録が完了したので、上川町空き家・空き地バンク制度要綱第4条第3項の規定により通知します。

記

- 1 登録番号 第 号
- 2 登録事業者名

様式第6号（第5条関係）

年 月 日

上川町長 様

住 所
氏 名

㊞

上川町空き家・空き地バンク登録事項変更届

年 月 日付で通知を受けた上川町空き家・空き地バンクの登録事項について、下記のとおり変更があったので、上川町空き家・空き地バンク制度要綱第5条の規定により届け出ます。

記

- 1 登録番号 第 号
- 2 変更内容
- 3 変更しようとする理由
- 4 変更年月日

（注）上川町空き家・空き地バンク登録カード（様式第2号）へ、変更内容を記載し提出してください。

様式第7号（第6条第1項関係）

年 月 日

上川町長 様

住 所
氏 名 ⑩

上川町空き家・空き地バンク登録抹消届

年 月 日付で通知を受けた上川町空き家・空き地バンクの登録事項について、登録を抹消したいので、上川町空き家・空き地バンク制度要綱第6条第1項の規定により届け出ます。

記

1 登録番号 第 号

2 抹消理由

様式第8号（第6条第3項関係）

第 号
年 月 日

様

上川町長

印

上川町空き家・空き地バンク登録抹消通知書

年 月 日付け登録番号第 号の上川町空き家・空き地バンクの登録事項について、下記の理由により抹消したので、上川町空き家情報バンク制度要綱第6条第3項の規定により通知します。

記

1 登録番号 第 号

2 抹消理由

年 月 日

上川町長 様

住 所
氏 名 ㊟

上川町空き家・空き地バンク利用希望者登録申込書

上川町空き家・空き地バンク制度要綱に定める趣旨等を理解のうえ同意し、同要綱第8条第1項の規定に基づき、次のとおり上川町空き家・空き地バンクを利用したいので申込みます。

利用目的		<input type="checkbox"/> 定住 <input type="checkbox"/> 別荘 <input type="checkbox"/> その他（ ）				
希望物件の登録番号						
連絡先	住 所					
	氏 名		FAX 番号			
	電話番号		携帯番号			
	メールアドレス					
家族構成		氏 名	続柄	年齢	職 業	
			本人			
空き家・空き地台帳 以外で希望する条件		空 き 家	<input type="checkbox"/> 賃貸希望	希望賃料	円/月	
			<input type="checkbox"/> 購入希望	希望価格	円	
			希望する地域			
			敷地面積	㎡（ ）坪）以上		
		その他希望条件				
		空 き 地	土地の形状	<input type="checkbox"/> 整地を希望 <input type="checkbox"/> 不整地でも可		
			土地希望面積	㎡（ ）坪）以上		
購入希望価格	円					
その他の事項						

（注1）申込みに関する個人情報は、上川町空き家・空き地バンク制度の目的以外には使用しません。

（注2）上川町では、情報の提供や連絡調整は行いますが、「所有者等」と「利用希望者」間で行う物件の賃貸・売買に関する交渉、契約に関する仲介行為は行っていません。契約に関するトラブル等については、責任をもって当事者間で解決をお願いします。上川町は、交渉及び契約には一切関与しませんので、トラブル等については当事者間で解決して下さい。

様式第10号（第8条第3項関係）

第 号
年 月 日

様

上川町長

印

上川町空き家・空き地バンク利用希望者登録完了（不可）通知書

年 月 日付で申込みのあった上川町空き家・空き地バンク利用希望者登録について、上川町空き家・空き地バンクへの登録を完了（不可）したので、上川町空き家・空き地バンク制度要綱第8条第3項の規定により通知します。

記

- 1 登録番号 第 号
- 2 登録年月日 年 月 日
- 3 有効期限 年 月 日

（不可とする理由）

様式第 1 1 号 (第 9 条関係)

第 号
年 月 日

様

上川町長

印

上川町空き家・空き地バンク利用登録抹消通知書

年 月 日付け登録番号第 号の上川町空き家・空き地バンクの利用登録について、下記の理由により抹消したので、上川町空き家情報バンク制度要綱第 9 条の規定により通知します。

記

- 1 登録番号 第 号
- 2 抹消理由

様式第12号（第9条関係）

年 月 日

上川町長 様

住 所
氏 名 ⑩

上川町空き家・空き地バンク利用希望者登録台帳抹消届

年 月 日付で通知を受けた上川町空き家・空き地バンクの利用登録について、登録を抹消したいので、上川町空き家・空き地バンク制度要綱第9条第1号の規定により届け出ます。

記

1 登録番号 第 号

2 抹消理由